

○総務省訓令第 号  
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前								
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1～第4 [略] 第5 放送関係 1 放送事業用 [略] [(1)～(6) 略] (7) 1.2GHz帯(1,240MHzを超え1,300MHz以下)、2.3GHz帯(2,330MHzを超え2,370MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)、13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)、42GHz帯(41GHzを超え42GHz以下)、55GHz帯(54.27GHzを超え55.27GHz以下)及び120GHz帯(116GHzを超え134GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局（デジタル変調方式のものに限る。）</p> <p>ア 適用の範囲 この審査基準は下表に示す周波数の電波を使用するテレビジョン放送番組素材の中継用の<u>陸上移動業務を行う基地局及び陸上移動局又は携帯移動業務を行う携帯基地局及び携帯局</u>に適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">周波数帯</th> <th>周波数帯の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[(ア)～(イ) 略] イ 移動範囲 <u>陸上移動局及び携帯局</u>（以下「<u>陸上移動局等</u>」という。）の移動範囲は、次の基準の範囲内であること。 [(ア)～(ウ) 略]</p>	周波数帯	周波数帯の呼称	[略]	[略]	<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1～第4 [同左] 第5 放送関係 1 放送事業用 [同左] [(1)～(6) 同左] (7) [同左]</p> <p>ア 適用の範囲 この審査基準は下表に示す周波数の電波を使用するテレビジョン放送番組素材の中継用の<u>陸上移動局又は携帯局</u>（以下「<u>陸上移動局等</u>」という。）に適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">周波数帯</th> <th>周波数帯の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[同左]</td> <td style="text-align: center;">[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[(ア)～(イ) 同左] イ 移動範囲 <u>陸上移動局等</u>の移動範囲は、次の基準の範囲内であること。 [(ア)～(ウ) 同左]</p>	周波数帯	周波数帯の呼称	[同左]	[同左]
周波数帯	周波数帯の呼称								
[略]	[略]								
周波数帯	周波数帯の呼称								
[同左]	[同左]								

ウ 無線設備の工事設計

(ア) 送受信装置等

A 変調方式別の伝送容量は、次の表のとおりであること。

周波数帯	通信方式	変調方式	伝送容量	備考	
1. 2GHz 帯	単向	OFDM (注 1)	105Mbps 以下 (注 2)	フルモード	
			51Mbps 以下 (注 2)	ハーフモード	
2. 3GHz 帯	複信	OFDM (注 6)	412Mbps 以下 (注 2)	フルモード	
			203Mbps 以下 (注 2)	ハーフモード	
マイクロ波帯	単向	64QAM (注 3)	81Mbps 以下 (注 4)		
			OFDM (注 5)	412Mbps 以下 (注 2)	フルモード
				202Mbps 以下 (注 2)	ハーフモード

[(注 1) ~ (注 5) 略]

[(注 6) 複信方式における上り回線の各キャリアの変調方式は、4096QAM、2048QAM、1024QAM、512QAM、256QAM、128QAM、64QAM、32QAM、16QAM、8PSK、8QAM、QPSK、DQPSK、BPSK 及び DBPSK の各方式を備えることができる。また、上り回線の変調方式を制御等するための下り回線の各キャリアの変調方式は、16QAM 方式又は QPSK 方式とする。]

[B~F 略]

[(イ) 略]

[エ~ケ 略]

[別紙 (7) - 1・別紙 (7) - 2 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

ウ 無線設備の工事設計

(ア) 送受信装置等

A 変調方式別の伝送容量は、次の表のとおりであること。

周波数帯	変調方式	伝送容量	備考
1. 2GHz 帯	OFDM (注 1)	105Mbps 以下 (注 2)	フルモード
		51Mbps 以下 (注 2)	ハーフモード
マイクロ波帯	64QAM (注 3)	81Mbps 以下 (注 4)	
		OFDM (注 5)	412Mbps 以下 (注 2)
	202Mbps 以下 (注 2)		ハーフモード

[(注 1) ~ (注 5) 同左]

[新設]

[B~F 同左]

[(イ) 同左]

[エ~ケ 同左]

[別紙 (7) - 1・別紙 (7) - 2 同左]